出水市・錦江町敵対都市連絡協議会PR事業及び商品開発事業

業務委託仕様書

１　業務名

　　　出水市・錦江町敵対都市連絡協議会PR事業及び商品開発事業業務委託

２　事業目的

　　　出水市と錦江町は、出水市・錦江町敵対都市連絡協議会（以下「協議会」という。）を設立し、敵対構図で互いのまちをPRすることで、両地域の知名度向上を図っている。本事業は、情報発信に関する専門的な知識や豊富な実践経験を持ち、メディアを効果的に利用できる民間事業者に事業委託することで、両地域の知名度が向上し、誘客に繋がることを目的とする。

３　履行期間

　　　契約締結日から令和５年３月１７日（金）まで

４　業務内容

　⑴　出水市及び錦江町の魅力をPRするため、効果的と考えるものについて企画・提案し、実施すること。

　⑵　出水市及び錦江町の特産品を使った商品を開発すること。

⑶　多様なメディアへの露出を獲得するよう、企画・情報発信・メディア誘致・調整等を行うこと。

⑷　業務の実施にあたっては、以下に留意すること。

　①　協議会と協議を行いながら進めること。

　②　敵対都市提携の構図を効果的に利用してPRすること。

③　観光PRを実施する場所の使用料や関係団体への出演料、その他出展等に関する経費負担が発生する場合は、受託事業者において支払うこととする。

④　イベント等を実施するにあたり、協議会、参加関係者、報道機関（メディア関係者）、PRを実施する場所の管理者との交渉、連絡調整を行うこと。

５　成果物

　　　履行期間終了後、速やかに以下の①～②の内容を含む実績報告書を、データにより提出すること。

　　①　業務の実施日、実施場所及び内容

　　②　メディア露出のクリッピング

６　その他

⑴　受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、協議会の了承を得た場合は、この限りではない。

⑵　受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

⑶　受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

⑷　委託の履行に際し、問題が生じたときは、協議会に不利益が生じないように受注者の責任においてこれを処理するものとする。

⑸　本業務仕様書に定めのない事項については、協議会と協議するものとする。